

宋朝の賓礼：成尋の朝見をめぐる

著者	藤善 眞澄
雑誌名	関西大学東西学術研究所紀要
巻	36
ページ	1-22
発行年	2003-03-31
その他のタイトル	Binli - ceremonies to receive foreign delegates - in the Sung dynasty : in connection with Chengxun's levee
URL	http://hdl.handle.net/10112/16217

宋朝の賓礼 — 成尋の朝見をめぐる

藤 善 眞 澄

はじめに

近代における異文化交流の主役を演じた使節は、政治・外交をはじめ各方面の研究に、さまざまな問題と資料を提供している。とりわけ日中関係史では遣隋使・遣唐使をめぐる関心の高さゆえに、多角的な視点からの発掘と分析が行われてきた。それにひきかえ、五代及び宋代にあつては、正規の使節派遣が途絶えたこともあり、問題意識が薄れるのも已むを得ない。

使節がいかなる処遇を受けたか、単純にして平易なこの設問が、実は当事国にとって由々しき外交問題であるばかりか、国力を占め政治の中枢に迫る重要な手掛かり、といつても過言ではない側面をえ持つ。おびただしい朝貢国を周辺にひかえる中国の歴代王朝が、それら使節の扱いに細心の注意を払い、朝貢国もまたそれに一喜一憂し、時として国家間のトラブルにまで発展することも一再ならずあつた。玄宗朝の遣唐使藤原清河らが朝見の席次を新羅と争つた事

件は有名であるが、使節の扱いが中国側の周辺諸国に対する関心の度合いを示す、一種のメルクマールになる好例であろう。

唐代における外国使節の送迎ならびに接待、処遇、朝見儀礼などを規定したいわゆる賓礼については、『大唐開元禮』巻七九・八〇を中心に分析と復元を試みた石見清裕氏の研究ほかがある^①。玄宗朝に成立した『開元禮』が、唐後半のみならず宋代にも大きな影響を及ぼした事実は、その史料に現れる頻度が証明してくれる。ただししかし『宋會要』の礼六二卷、儀制一三卷をはじめとする膨大な史料を検索しても、宋朝が格別の扱いを講じた契丹・大夏・高麗等についてさえ、賓礼の具体相を窺い知ることは困難である。後述するとおり、宋朝は入貢の頻度により等差を設けた、唐にいわゆる蕃望と類似の制度を採用しているが、僻遠の稀な使節に対する賓礼などを知ることが不可能に近い。ところが幸いにも成尋の旅行記に朝見儀礼の詳細な報告があり、これを手懸りに宋朝における礼制、とりわけ賓礼の一端を窺い知ることが出来るのである。よって本論では前稿

につづき『參天台五臺山記』の延和殿における謁見記事をもとに、
蕃夷朝貢儀礼の復元を試みることにしたい。

(一)

賓礼を扱うのに先立って、是非とも整理し解決しておかねばならない問題がある。『宋史』日本国伝にいう

熙寧五年、僧誠尋^{マツ}有り、台州に至り天台國清寺に止まり、留まらんことを願う。州以て聞するに、詔して闕に赴かしむ。誠尋、銀の香爐・木櫛子・白瑠璃・五香・水精・紫檀・琥珀もて飾る所の念珠、及び青色の織物・綾を獻ず。神宗、その遠人にして戒業有るを以て、之を開寶寺に處らしめ盡く同に來たれる僧に紫方袍を賜えり

右の記事には混乱がある。成尋は帰国する弟子五人を明州に見送り、小僧二人を伴い再び天台山に登り看經したのち、神宗との約束どおり汴京にもどり開宝寺に止住する。結局、この寺に入寂するわけであるが、献上の品は初次入京の際に進奉されたもの。『宋會要』(蕃夷・歴代朝貢)が熙寧五年十月二十二日にかけての記事は、成尋のそれとピタリ一致している。また紫方袍の下賜も同様であり、『宋史』は入朝一回とみたものらしい。それはさておき、成尋らの入宋が朝貢と看做されたことは間違ひなく「是の後、連^{かき}ねて方物を貢ず。而して來たる者は皆僧なり」とつづく文が、如実にこれを物語ってくれる。すなわち承暦元年(一〇七八)の仲廻、あるいは永保元年

(二〇八二)の戒覚、同三年の永暹や成尋の随行僧で帰朝し再度入宋の快宗などを指す、とおぼしき仏僧を日本使節と位置づけたのは、注目しなければならない。

成尋一行に対する神宗の懇切な扱いについては、関係する論者ひとしなみに言及するところだが、それを成尋が問わずして語ったくだりがある。開封に到着し、神宗の宣旨により傳法院を宿舎に指定された十月十三日条に、

船の兵士十四人を以て法門・雜物・錢等を合せ運ぶ。残す所の一百四十六貫、運び置き既に了んぬ。殘多かる可きに依り、請い取らざるもの越州・杭州・揚州の各二百貫なり。案^{よす}の如く多く殘有り。八百貫を下し被^{なま}わるるの宣旨、最も殊恩と云いつ可

し(卷四)

右の殘金一四六貫は台州より盤纏^{りょうば}として支給された分であり、台州から開封に着くまでに費やした五四貫文も、そのほとんどは袈裟等の購入、兵士その他の飲食代、行く先々でのチップなどであった。

上陸の機会は限られ、官より差し廻^{まわ}しの船で、ひたすら運河を遡る丸抱えの旅であつてみれば、僧一人あたり百貫の支給は、成尋ならずとも「殊恩」と感じるのも当然であつたろう。

宋朝の成尋一行に対する処遇を、格別なはからいと認める研究の多くは、その措置の背後に、契丹民族の圧力が高まる最中、他の周辺諸国との関係強化をはかる必要に迫られた、神宗の思惑があることを指摘し強調する。つまり杜絶しがちな日本との関係を修復する

期待のもとに、成尋ら一行を手厚く接待したのだ、と。敢えて異を唱えるわけではないが、その見解に賛同する条件としては、成尋一行にのみ許された優遇措置であったのか、またそれが神宗朝に特徴的なものか否か、を確認しなければなるまい。

まず『宋史』日本国条の大部分を占める齋然の事蹟では、彼を崇政殿にて召見した太宗が「之を存撫すること甚だ厚く」、成尋らと同じく太平興国寺に宿坊を与え、五臺山詣でを許し、あまつさえ「過る所〔の州縣〕をして食を續けしめ」、雕板間もない印本大藏経までも賜与して丁重に送り帰しているのである。また真宗の景德三年（一〇〇六）入宋の寂照も同然であった。

一方、仏法の流伝、中国仏教の隆盛にともなう仏僧の往来が外交に一役買う傾向が生まれ、それが唐代には頻繁に認められるようになる。かつて唐の玄宗朝に渡来したインド僧金剛智、彼の弟子であり中国密教の父と称される不空が、求法のため入竺し、また帰国する時、中インド国王の朝貢使節として扱われた次第を論じたことがある。⑦ ことほど左様に日本などでは認められないけれども、仏僧が使節と看做される場合が多く、その傾向は宋代に及んできますます顕著になった。

今、『宋史』外国伝および『宋會要』蕃夷四・天竺条を例にとれば、開宝五年（九七二）四月に来朝の西天僧蘇葛陀、六年の西天僧弥羅羅四人、八年には中印度僧鉢納摩利とつづき、まさしく「開寶の後、天竺僧の梵夾を持ち來たり獻ずる者は絶えず」という有様であった。⑧

熙寧五年三月、成尋入宋とほとんど同時に来朝の天竺僧二人には、

詔して傳法院に押赴せしむ。明年四月二十三日、詔し、使臣を以て引伴し、五臺山に往かしむ。その請に従うなり。仍て通馬驛〔馬〕を給す

の処遇を与えており、成尋のそれを彷彿とさせるものがある。淳化二年のナールンダ寺僧や至道元年の迦羅拏扇らが、太平興国寺に宿坊を与えられたというのも、おそらく成尋一行のように伝法院に止住し、同様の待遇を受けたものと想定できる。

彼らは宋朝より使節として処遇されたわけであるが、事実、正規の朝貢使であった例も枚挙に遑がない。宋と密接な関係を持った回鶻諸部に至っては、乾徳三年（九六五）十月派遣の法淵を手はじめに、甘州回鶻からは咸平元年（九九八）四月に法勝、景德元年（一〇〇四）九月に宣教大師宝藏を進奉大使、李緒を副使とする二二九人が入貢。⑨ 同四年十月には

甘州夜落紇、尼法仙等二人來朝し、馬十疋を獻ず。且つ代州の五臺山に遊ばんことを乞う。之れに従う〔『宋會要』蕃夷四・回鶻〕

とみえ、五臺山文殊信仰の高揚をも窺わせるが、同年にはまた僧の翟大秦を派遣して馬を獻じ、京城に真宗の祝寿のため仏寺を建立し名額を賜わりたい旨を請わしめている。⑩ これ以外、姓名を記さない多くの遣使も含まれていたはずであり、仏僧が主役を演じたことは間違いないだろう。⑪ なお大中祥符二年（一〇〇九）十一月には、礼賓

院から回紇^マの僧花蔵が入貢して闕に赴いたのち、五臺山に巡礼したい旨を願ひ出ているとの報告が齎された。真宗は資糧を給し彼の請に從うよう命じている。^⑧ 寂照の入宋直後のことである。

要するに朝貢使節として仏僧の活躍があり、ポピュラーであったが故に使節ではない者までも使節として扱われ、篤い処遇を蒙ったのである。仁宗の天聖三年（一〇二五）三月、秦州回紇の紫衣僧法会が乾元節に馬十疋を貢納した折、秦州に詔を下し、これ已降かか類の進奉僧は都まで遣わす必要はないと命じたのも、あまりの多さに辟易してのことであつたが、いづかな衰えをみせていない。詳細な当人の記述が残されているため、ややもすれば他国とは異なる恩遇を受けた、あるいは密入国の成尋一行に神宗が使節待遇を与えたのは、日本との国交修復を願つて云々、という見方は、いささか穿ちすぎの感を免れがたい。やはり成尋らの処遇は使節のそれにほかならず、後でふれる当時の蕃望に相応するものと考えるべきであろう。それだけに、成尋の記録は当時の諸国朝貢使に対する賓礼を知る上で、貴重な手掛りになるものといえよう。では汴京における宋側の扱いは、具体的にどのようなものであつたか、成尋の記述をもとに復元してみたい。

(一)

汴京到着この朝貢儀制に係る神宗の下問十七箇条とその手続きについては、唐朝の制を「伊吉博徳書」に求め、成尋のそれと対応さ

せながら兩朝の違いを指摘しておいた。^⑨「博徳書」にみる唐礼では問訊の儀が通事舎人を介して、しかも朝見の場で行われたのにくらべ、宋礼ではあらかじめ勅使を派遣して下問を示し、逐一解答を準備させる方式を採用するなど、歴然たる差異が認められる。この下問が宋朝の賓礼にもとづくことは明らかで、『宋会要』蕃夷・歴代朝貢に

景祐四年（一〇三七）三月二十五日、判鴻臚寺の宋郊言えらく、^⑩ 請うらくは、自今、外夷の朝貢には、並びに國邑、風俗、道途の遠近を詢わしめ、及び衣冠の人物を圖書すること兩本、一は内に進め、一は史館に送りて修撰の官に委ね、傳に依り題紀せしめんことを、と。之に從う。

とあるのが上記の下問に相応するものである。これは建国以来、絶えて無かつたものではなく、卑近な例では尙然の報告にもとづき『宋史』日本国伝の大枠が執筆されたように、随時こうした作業と手続きが行われてきたものを、正規に定めたのが景祐四年であつたと考えられる。そして康定元年（一〇四〇）七月十五日、右正言知制誥の呉育が献言し、さらに

慶曆六年（一〇四六）九月十七日、史官言えらく、外夷人の入見する毎に、その管伴の申送する所の國邑、風俗、形貌は軸に圖くの外、それ夏國の囊霄（＝李元昊）の使人は、入りて朝貢する毎に、未だ引伴の官司の供到せる文字を見ず。乞わんと欲すらくは、四方館に下し、夏國を引伴するの官員に牒報して外

夷入見の令に依り、國邑、風俗、道途、遠近を詢問し、及び衣冠、形貌を寫すこと兩本、一は以て進呈し、一は史館に送らんとことを、と。之に従う(『宋會要』職官三五・四方館)

これは翌年、入内侍省の申入れによつて初入朝の外国使節に限り「潜写」するよう、若干の手直しがあつたものの、衣冠・形貌を寫すほか、進奉国の内情を問訊する方針であつたのは、成尋の伝えたとおりである。「貢職圖」については、すでに大中祥符九年(一〇一六)四月、注輦国の遣使來貢にあつて判鴻臚寺張復が、その風俗・衣冠を畫き献上したのをきっかけに、『四夷述職圖』の編纂を礼儀院に命じたことがみえる。成尋は絵師の手になる凶形像つまり頂相のことには言及するが、あるいは潜写が施されていたのを気づかなかつたのか、触れるところはない。

ところで日本僧の業務を主宰したのは入内侍省東頭供奉官・勾当御薬院・伝法院事の李舜拳(『宋史』卷四六七)である。彼は十月十一日、一行が到着したとき船を迎え、翌日には客省に呈すべく国が日餐を給付する旨の文書三枚に押捺を求めて來訪し、成尋の阿闍梨位太政官牒の花押、將來した法門目錄等を天覽に供するため書写させるなど、細々とした差配をみせる。そして十四日には客省と検討した結果なのか、前日に看閲すみの、一行が携えて來たものの中から法華曼陀羅、八字文殊曼陀羅などの畫功德や銅壇具などを選び、皇太后宮(後冷泉天皇皇后)の法華經、宣旨に依りて進上。六尺の髪も同じく宣旨に依りて進上す。喬然の「在唐」日記四卷、

〔慈〕覺大師の巡禮記三卷、宣旨に依りて進上。巡禮記第四卷は隱藏して進上せず。會昌天子(唐武宗)の惡事を思うに依つてなり。

と記している。こうした手続きが蕃夷朝貢儀礼の一端であつたのは無論のことであり、四方館などではなく、伝法院なるが故に伝法院事李舜拳が勾当したわけである。ただ如上の進上品は貢納でなかつたからか中国側の記録になく、果たして間違いなく天覽に供されたものか、史館その他の資料蒐集に役立てられたのかも定かでない。

かくて序幕がおりた十七日、客省の官人が來て一行の朝見、五臺山參詣のスケジュールについて要望を聴きとり、翌日に成尋は伝法院安下の次第報告と奉見請願の文をしたため、李舜拳の牒文を添えて客省に上呈した。これに対し二十一日、客省から明早朝に引見を許されるとの通達が伝法院に齎された。それを告知した李舜拳の牒文は書写の間における誤字・脱字はもちろん、貼付の牒文と本文とが錯綜するなど混乱をきわめているが、整理すれば以下のとおりになる。

廿一日^乙、天晴、午時、〔傳法〕院司家〔書〕(イ)生、持來院牒、云

傳法院准客省牒、已定今日(月)二十二日、令日本國僧成尋等八人并通事陳詠朝見、所有名下進奉物色、被遂(逐)一開坐(ロ)希公文廻子(示)者

右割〔子〕付僧成尋等并通事陳詠、仰於今月二十二日絶早、赴東華門、并進奉物色、祇〔祇〕候朝見、即不得至日亂有唐突夾帶〔頭刃〕〔ハ〕將入文字入内、仍具請實〔二〕、知委子〔文〕状〔ホ〕申上、不得有違

熙寧〔五年十〕月 日

(イ) 院司家は太平興國寺伝法院司家であり卷四・十月十四日条にみえる大卿の西天訳経三藏・宣梵大師日称以下の面々を構成員とする。伝法院の庶務に相当し、司家と称する若干名の事務方と書生という書手がいたことが成尋の記録で明らかとなる。司家について卷四・十月二十四日条に「院司家」の原注「院書生者名司家」というが、司家と書生は別物である。書生は十月十五日条にみえる。

(ロ) 逐一開坐 下文には「開坐」とあるが開坐が正しい。「長編」卷一四二・慶暦三年秋七月戊寅条に「開坐申奏」、蘇東坡奏議「乞禁商旅過」にも「開坐聞奏」とある。箇条書きにして廻示すること。

(ハ) 頭刃 後段の客省官人の文状に「不得將帶頭刃并懷挾文字入皇城」とあるのに従うべきであろう。

(ニ) 請實 底本考証に諸本は「請」を諸に作るとしながら「恐依次行請字而衍」と衍字扱いとするが賛成しがたい。「驗實」の誤りとみたい。

(ホ) 知委子状 文よりして「知委文状」の誤写であろう。知委は委細をしろしめすこと。「至和元年十一月辛酉、……輒以印状申發、仍責取知委」〔長編〕卷一七七

廿一日^{乙未}、天晴れ。午の時、傳法院の司家の書生、院牒を持ち來たるに云う、

傳法院 客省の牒に准るに「已に定むらくは、今月二十二日、日本國の僧成尋等八人、並びに通事陳詠をして朝見せしむと。所有る名下の進奉の物色は、逐一開坐を被れば、希わくば公文もて廻示せられんことを」とあり。

右、割〔子〕もて僧成尋等並びに通事陳詠に付す。仰しく、今月二十二日の絶早に於て東華門に赴き、並びに物色を進奉し、祇候朝見せよ。即ち至日には亂に唐突し〔頭刃を〕夾帶し、文字を將入えて入内すること有るを得ず。仍て具さに實を驗し文状を知委して申上せよ。違り有るを得ざれ

熙寧〔五年十〕月 日

入内内侍省内東頭供奉官 勾當御藥院傳法院〔事〕 李舜舉

在判

東華門はいうまでもなく西華門に対応する宮城東壁門である。沈括の『夢溪筆談』には翰林学士が初めて拝謁する時、この東華門から入り、次の左承天門まで来て下馬するのが恒例となっていたことを紹介するが、成尋の記事により蕃夷朝見の場合も同様であったことを知るのである。ただ東華門に参集するのに複雑な経路を辿るのは後段で明らかになる。

伝法院事李舜舉からの告知を受けるや、成尋はただちに客省へ上

呈する文状執筆を院の書生に依頼する。

日本國大雲寺主阿闍梨傳燈大法師位成尋、准監使(イ)公文、准客省牒、已定、今月二十二日、令日本聖(國) (ロ)僧成尋等八人并通事陳詠

朝見、所有名下進奉物、請遂(逐) 一聞(開) 坐(イ)廻示、割(筭) 仰(ニ)今月二十二日絶早、赴東華門、并進奉物色、祇(祇) 候朝見、即不得至日亂有唐突夾帶(ホ)將入文字入内、具知委文状申上者

右具如前、成尋等委依、准前項指揮、知委訖、謹具状申聞、謹録状

上

牒件状如前 謹牒

熙寧五年十月 日

通事陳詠牒(ハ)

沙彌長命 僧善久 僧心賢 僧惟觀まろ 僧聖秀 [僧快宗]

僧〔頼〕縁(ト)

阿闍梨傳燈大法師位成尋(チ)

(イ) 監使 卷六・熙寧六年正月十三日条に「監使御藥」とあり勾当御藥院伝法院事の李舜拳のことらしい。

(ロ) 國 底本は「聖」に作るが考証に「國」の誤りとするのに従う。

(ハ) 逐一開坐 底本は「逐一開坐」に作るが前牒注(ロ)にならない開坐に作るべ

宋朝の寶札

きである。

(ニ) 割仰 これは前牒に「割子付僧成尋等并通事陳詠、仰」とあるのが正しい。

(ホ) 夾帶 底本の「夾帶將入文字」は上に重く、必ずや後の客省文状にみえる「將帶頭刃懷挾文字」のとおり「頭刃」が挿入されるべきである。

(ハ) 牒 書式よりすれば陳詠の下にあるべき文字ではなく、末尾の成尋下に付されたものが誤り移し写されたとみられる。

(ト) 沙彌長命以下 陳詠につづいて横ならびにあつたものであろう。なお惟は衍字、僧快宗は欠落。

(チ) 慣例により「日本國大雲寺主」を加えるべきである。

日本國大雲寺主阿闍梨傳燈大法師位成尋、監使の公文に准るに「客省の牒に准るに」已に定むらくは、今月二十二日、日本國の僧成尋等八人並びに通事陳詠をして朝見せしむと。所有る名下の進奉の物色は逐一開坐を請えば、「希わくは公文もて」廻示せられんことを」とあり。筭子もて〔僧成尋等並びに通事陳詠に付す〕。仰しく今月二十二日の絶早〔に於て〕東華門に赴き、並びに物色を進奉し、祇候朝見せよ。即ち至日とつじには亂りに唐突し〔頭刃を〕夾帶し、文字を將入して入内すること有るを得ず。〔仍て〕具さに文状を知委して申上せよ」とあり。

右、具さに前の如し。成尋等は委しく前項の指揮に依准し訖れり。謹みて状を具して申聞す。謹みて状を録して上つる

牒件の状、前の如し、謹みて牒す

熙寧五年十月 日

通事 陳詠

沙彌 長命

僧 善久

僧 心賢

僧 惟觀

僧 聖秀

僧 快宗

僧 頼縁

〔日本國大雲寺主〕阿闍梨傳燈大法師位成尋

奉見請願書であると同時に誓約書でもあるが、おそらく一般の使節では禁止条項が、かなり加えられていたのではないかと思われる。

(三)

傳法院 准客省關子(文)、准閤門奏劄(劄)子(イ)、閤門檢(檢)

會儀制、應毎有海外進奉蠻子(口)・蕃客等朝見、具劄子與朝見

目、問奏進奉人姓名已下、著所賜衣、及賜酒食後、依例、於崇

政殿、報無公事、前再拜出、如散分物及酒食未了、皇帝崇政殿已起

次日引出(イ)、引當殿、唱賜酒食、唱拜再拜、隨拜萬歲唱、各祇

(祇) 候酒食畢、唱拜再拜、隨拜萬歲唱、各祇(祇) 候出(延

和殿 進呈

熙寧五年十月二十一日(二)

(イ) 閤門奏劄子 文として不都合であり奏を奉に改めるべきであろう。なお

前段の「關子」も關文の可能性が高い。

(ロ) 蠻子 『太常因革禮』には蠻王子とみえる。音通により、あるいは蠻使の

誤りかも知れない。

(ハ) 『閤門儀制』の引用文中に、かかる原注があったとは思われず、閤門の奉

劄子か抄写の際に後で挿入された本文である可能性が高い。今は底本に

従うこととする。

(ニ) 底本・抄本とも年月日の下に「延和殿進呈奉」の六文字がある。伝法院の

劄子である上に次の劄子に主語が見当たらず、書式にも例がないことか

ら、おそらく年月日の前に次の劄子にみえる「右劄子付日本國僧……不

得有違」形式の一文が、そして年月日の次に「在判」すなわち勾當御藥

院傳法院事李舜舉の署名花押があり、したがって「延和殿進呈奉」は次段

の劄子の導入部となるが、延和などの殿名で発せられるものの例をみな

い。恐らく「出於延和殿進呈」とあるべきであろう。

傳法院、客省の關文に准るに「閤門の奉劄子に准るに『閤門は

儀制を檢會するに、應に毎有る海外の進奉せる蠻(王)子・蕃

客等の朝見には、劄子と朝見の目とを具し、進奉人の姓名已下

を問奏すべし。賜わる所の衣を着け及び酒食を賜いての後、例

に依りて崇政殿に於いて公事無きを報じ、前みて再拜して出す

—(原注) 如し分物及び酒食を散ずること未だ了らざるに、皇帝、崇政殿より已に起たるれば、次日に引き出だす——當殿を引きへ酒食を賜う」と唱し、へ拝」と唱す。再拝し、拝に随つてへ萬歳を唱す。各祇候の酒食畢らばへ拝」と唱す。再拝し、拝に随いへ萬歳を唱す。各祇候は「延和殿に」出で進呈」とあり

〔右筥子もて日本國僧成尋等並びに通事陳詠に付す。客省の關文内の事理に仰依し、具さに文状を知委して〔申上〕せよ。連ねて申す。違り有るを得ざれ〕

熙寧五年十月二十一日

〔入内侍省内東頭供奉官 勾當御藥院傳法院(事) 李舜舉

在判)

成尋ら奉見の請願文につづく伝法院からの通達である。この儀制によつて海外の進奉者には

- (1) 客省よりの筥子と朝見の奏目を具備すること
- (2) 進奉者の姓名・職掌・身分その他を奏報すること
- (3) 皇帝よりの賜衣着用のこと
- (4) 酒食を賜うこと
- (5) 拝礼の儀次第

につき、あらかじめ前日に客省からマニュアルを提示するのが通例となつていたことが分かる。それは『宋史』賓礼に契丹国使の入聘辞見の儀につき、「前日、儀を驛に習つ」とあるのにも符合する。具

体的な朝見儀礼については次節で紹介するが、敢えて注目しておきたいのは、右筥子に引く閤門奉筥子中の「閤門檢會儀制」というくだりである。

北宋の閤門は閤門官つまり閤門通事舎人と閤門祇候からなり、皇帝の臨朝や外国使節の謁見儀礼などを担当した。この儀礼を規定したものが「閤門儀制」にほかならない。真宗の景德元年(一〇〇四)正月、翰林学士梁灝らにより「閤門儀制」六卷が編纂された。これをベースにして、大中祥符五年(一〇二二)十月、龍圖閣直学士陳彭年らが詳定した新定の「閤門儀制」十卷が上呈され、さらに仁宗の景祐三年(一〇三六)より翰林学士承旨の章得象らが詳定を行い、康定元年(一〇四〇)四月に十二卷として成立をみたものである。

なお陳彭年らが同時に「客省事例」六卷、「四方館儀」一卷を撰定しており、これまた章得象らの「客省條例」七卷、「四方館條例」一卷の先駆的な業績となっている。いずれも「閤門儀制」を補充しあうもので、伝存しないが外国使節に関係する資料を多く含んでいたと思われる。

ちなみに神宗朝でも同名のものが編纂された。『宋史』卷一五・熙寧七年八月癸巳条にみえる集賢院学士宋敏求が編修上呈した「閤門儀制」一〇卷がそれである。宋敏求は『唐大詔令集』『宋大詔令集』『長安志』など膨大な作品を残したが、集賢院学士となつた熙寧四年つまり成尋入宋の前年に「儀制」の編修官に任ぜられ、章得象らのものをもとに詳定したというわけである。ただし成尋の伝える「儀

制』に相当するものではない。

周知のように唐朝では隋文帝の『五禮』一三〇篇にならない、太宗の貞観十一年(六三七)、吉・賓・軍・嘉・凶の五礼に国恤五篇を加えた一三八篇からなる『大唐儀禮』一〇〇卷が編纂された。房玄齡・顔師古などの撰述で『貞観禮』と呼びならわされるが、高宗の顯慶三年(六五八)にはいわゆる『顯慶禮』一三〇卷が生まれ、これがやがて玄宗朝の『大唐開元禮』一五〇卷として集大成される。『開元禮』も篇目を除き五礼の体は変わらず、本論とかわる賓礼は両卷六例に分かれている。

『開元禮』が後世に、あるいは周辺諸国に与えた影響のほどは誰しも認めるところであるが、宋代でも礼制の模範として頻りに引用されている。その宋朝では、まず太祖の開宝六年(九七三)正月、『開元禮』にならない、かつ損益を加えた盧多遜らの『開寶通禮』二〇〇卷、それにづく『通禮義纂』一〇〇卷が編纂された。^②『宋史』礼志三二・賓礼四にいう「その錫宴と諸國使の表及び幣を受くるには皆、儀有り。具さには『開寶通禮』に載す」とあるもので、この文は『開元禮』の「皇帝受蕃使表及幣」そのものといえよう。さらに仁宗の慶曆四年(一〇四四)、賈昌朝らの『太常新禮』四〇卷(『長編』卷一四六)、天聖五年(一〇二八)に王暉の『禮閣新編』六〇卷が、英宗の治平二年(一〇六五)九月、歐陽脩らにより『太常因革禮』一〇〇卷が撰せられ、「舊に異なる者、蓋し十に三・四」といわれる改訂が行われた。これにも勝る改変を加えたのが神宗の時であ

り、宋敏求らの編纂事業と同様、それが元豊の官制改革に対応するものであったことは論を待たない。

蕃國總て七十一卷、曰く大遼令式、曰く高麗入貢儀、曰く女眞排辦儀、曰く諸蕃進貢令式

といった各令式が立てられていた。けだし成尋の儀制は現存する『太常因革禮』卷八三、八四の新礼一六、一七、とりわけ「海外進奉蕃客見辭」のそれであったはずである。なぜならば神宗朝では熙寧十年(一〇七七)奉祀制度にのみ『祀儀』が改纂され、その他については前出の宋敏求らによる元豊元年の『朝會儀注』四六卷以下を待たねばならなかったからである。^③

(四)

宋敏求には『閤門儀制』とリンクする『蕃夷朝貢録』二二卷と『客省四方館探儀』なる令式がある。これは熙寧六年に竜蕃・羅蕃・方蕃・石蕃など西南蕃から八九〇人もの入覲があり、その後にもひき続いて来貢し、竜蕃に至っては四〇〇人に達する有様であった。困惑した神宗は彼らの精覲ぶりを、陽には「往返萬里」の労苦を嘉するポーズを示しながら、陰には「公私の擾を息め」しめる方策を設け、五姓蕃は五歳一貢、人員を制限し、別に首領を立て、窓口を一本化することにした。これを切掛に、

熙寧七年九月丁未、史館修撰宋敏求等、蕃夷朝貢録凡そ二十一卷を上つる。即ち李評の請う所なり(『長編』卷一五六)

と『蕃夷朝貢録』の編纂が行われた。^⑤「閤門儀制」上呈に遅れること一月足らずのことである。いずれも今は見ることを得ないが、恐らく成尋らの入朝も採録されていたに相違あるまい。

ところで考証の便宜上、ひとまず別扱いにしたが、伝法院からの牒文は、さらに以下のとおり続く。

熙寧五年十月二十一日(イ)、〔出於〕延和殿進呈、奉

聖旨、依本征進奉人例(ロ)、後殿引見、門賜齋食、差閤門祇(祇)候、〔接〕伴候到(イ)、請告報管勾日本國進奉人所、詳前項

聖旨、指揮施行

右開〔關〕送傳法院、詳閤〔門〕關子(文)内(ニ)、事理(理事)施行

右筭子付日本國僧成尋等并通事陳詠、仰依客省關子(文)内、

理事(具)具知委子(文) 狀連申、不得有違

年月日 有(在)判

(イ) 年月日がここにあるのは奇妙である。恐らく前段の文慧大師智普の書状にあったものが、抄写の過程で誤り移されたものであろう。次の「延和殿進呈」も前段の注に述べたとおり、延和殿を主語として別牒とみるには制度上、無理があり、何か脱落があるか「出於延和殿進呈」とすべきである。とすれば以下の文も伝法院牒として一連のものとなる。

(ロ) 底本は「依本征進奉人例」に作り、考証に、原本は本征の字不明とし諸本に従うとした上で「本征本税之意」とする。用語例としては「熙寧五

年三月、本征進天竺僧二人、詔令押赴傳法院」(『宋會要』蕃夷四)があり、考証の誤りであることは明白である。

(イ) 底本・原本とも「伴候到」に作るが文に無理があり、随時に置かれた接伴使(副使)の接伴のことであろう。

(ニ) 底本・原本ともに「詳閤關子内」に作る。前文にならない「閤門關文内」にすべきであろう。

(ホ) 前段には「事理」とあり、いずれかが誤っているようだが、閤文内の指示として理事に改めた。

聖旨を奉じたるに、「本征の進奉人の例に依り、後殿にて引見し、門にて齋食を賜う。閤門祇候を差わし接伴候到せよ」とあり。請うらくは日本國の進奉人を管勾するの所に告報し、前項の聖旨に詳し指揮施行せんことを。

右、傳法院に關送し、閤門の關文内に詳して理事施行せよ。

右、筭子もて日本國の僧成尋等並びに通事陳詠に付す。客省の關文内に仰依して理事し、具さに文状を知委せしめ、連ねて申す、違り有るを得ず

熙寧五年十月二十一日 在判

これらの手続きを終えたところに客省の官人が来て、以下の文状を手渡した。

客省檢（檢）(イ)會蕃夷朝貢(ロ)條貫内一項、進奉人人（入）(ハ)皇城、竝令譯語官、預先行告報、不得下(ニ)將帶頭刃懷挾文字者、右劄送引伴日本國僧通事陳詠、仰依此造示、日本國僧成尋等八人、朝見不得將帶頭刃并懷挾文字入皇城、各具知委文狀、連申〔不得有違(ホ)〕

熙寧五年十月二十一日 在判

(イ) 檢 檢の誤字。前牒すべて同じ。

(ロ) 條貫 例えば『宋會要』儀制七に「熙寧九年十一月二十一日、中書門下言、孔目房甲、熙寧八年七月四日條貫」

(ハ) 人 底本考証の入の字が正しい。

(ニ) 下 抄本にはなし。衍字である。

(ホ) 前の劄子にならう。

客省、蕃夷朝貢の條貫内の一項を檢會したるに「進奉の人の皇城に入るには、竝びに譯語の官をして預め先に告報を行わしめ、頭刃を將帶し、文字を懷挾することを得ず」といへり。右、劄〔子〕もて、日本國僧を引伴せる通事陳詠に送る。此の造示に仰依し、日本國僧成尋等八人、朝見には頭刃を將帶し、并びに文字を懷挾して皇城に入るを得ず。各おの具さに文狀を知委して〔申上〕せよ。連ねて申す、違り有るを得ず。

熙寧五年十月二十一日 在判

右劄子にいう「蕃夷朝貢條貫」とは、時間ならびに内容的にみて前記の宋敏求編『蕃夷朝貢錄』であるはずはない。これまた已に引用した慶曆六年の外夷入見に、史館より当該国の風俗を問訊し、衣冠形貌を凶写せんと奏請した「外夷入見令」等に相当するものである。

成尋らが実体験した朝見次第は第五節に譲り、客省の劄子内にいう「頭刃を將帶し并びに文字を懷挾すること」の禁止条項は僧尼特有のためか、現在のところ他に類例を見出せないが、身に寸鉄も許さない朝見儀礼としては、頻繁な入貢僧の存在に照らして、設定すべき禁令であつたと思われる。

今、成尋時の儀礼となつた歐陽脩主編、宋敏求ら參画の『太常因革禮』卷八三「海外進奉蕃客見辭」の条を、成尋が伝えた上記の法院通達と校合するに、後者は簡略にして混乱がありながら、よく前者の闕を補う部分さえ認められる。

【參記】

【因革禮】

(後文ここにあり)

- 應每有海外進奉蠻
- 子蕃客等朝見、具
- 劄子與朝見目、問
- 奏進奉人姓名已下
- 著所賜衣及賜酒食
- 某甲
- 已著衣服喫酒食後、
- 每有海外進奉蕃客等
- 朝見、具劄目子與朝
- 見奏目同、奏進奉人

後、依例於崇政殿、

報無公事、前再拜

出、引當殿、唱賜

酒食、唱拜再拜、

隨拜萬歲唱、各祇（祇）

候酒食畢、唱拜再

拜、隨拜萬歲唱、

各祇（祇）候出

延和殿進呈

依例于崇政殿、無公事、

從再引出頭、至崇

政殿、臨引出、又

口奏

（以下は前半にあり）

箱過、又兩拜、隨拜

萬歲、喝各祇候出、

著所賜衣服、喫酒食

于崇政殿、再引出頭

（五）

廿二日、いよいよ待望の朝見当日である。長きにわたるが全文を紹介する。

● 卯の一點、馬九疋を借り、八人並びに通事、參内す。

● 先ず一大門を入り、廊に至りて馬を下る。安下の所有り、幕を懸く。暫く逗留す。客省の官人が引きて第二門に入るの間、

乘馬の人数百が門に入る。昇殿拜禮の人等なり。

● 次ぎに第三の大門に入る。數里を經ぎて東華門の南廊に入りて

安下す。幕簾を懸け椅子を立つ。且し饗膳を備くの間、數千人が來たり見る。

● 辰の二點、客省の官人二人が來たり、御前に立ちて萬歲を呼べる作法を教う。

● 辰の三點、客省の官人並びに通事を以て前立と爲し、第四の門を入り、漸く〔殿〕庭に出ず。

便宜上、箇条書きにしたが、延和殿に伺候するまでの次第である。

第一の大門とはどの門を指すのであろうか。一行の宿坊である太平興國寺伝法院は、『東京夢華錄』の記述に従えば大内の西角楼大街の斜前、ちよど太宗生誕の地に建立された啓聖禪院と、大街を夾んだ南側に位置しており、東華門を入れるためには当然、朱雀門街へ出て北上し宣徳門の前に至るか、凌儀橋街を北へ向かい、西角楼前を右折して宣徳門前に至るしかない。ここより第四の門にあたる東華門へ至るには、皇城の東南隅に位置する東角楼を左に折れ、最も繁華街と称される東華門街を北へ向かつたとすれば、東華門までに三つの門がなければならず、少なくとも外国使節と銘打つ成尋ら一行を、正南門から入内させないという奇妙さとおわせ、市街に回廊のある不都合さや安下の所以下の文章内容などと、すこぶるもつて齟齬をきたす。

參内がこのルートでなかつた傍証を二日後の廿四日条に見出す。

その前日、使臣に案内されて太平興國寺、啓聖禪院、大相国寺等に參詣したあとを受けて、今度は中使の侍中に案内され福聖禪院、開宝寺の拝観を行う次第を記したくだりがある。その最初の部分に、奇しくもこのコースを辿つた事実を認めることができる。すなわち伝法院を出発し、

數里を過ぎて皇城の南門、宣徳の門を見る。七間の門にして樓

門なり。左右に二樓有り。各重五尺許り、高さ頗る下し。内面には左右に樓廊を造り列べ、外面には左右の會(舎?)有り。日本の朱雀門の如し。是れ〔皇城〕南面の東第一門なり。東は三百歩を隔てて左掖門有り。人びと此れ従り出入す。五間の大門樓なり。漸くにして巽の角を過ぎるに大樓有り。門戸無く、下は一丈五尺、瓦を重ね上に造れる樓(東角樓)なり。次に北へ向いて行くに、東華門を見る。東面の南第一門にして大樓の門は七間、三つの門戸有り。外面の左右には十餘間の舎有り、官人の進居なり。朝見の日、最初に入りし門なり

と述べる。『東京夢華録』などの記載とは出入もあるが、優劣つけ難い貴重な資料である。それにしても奇妙なことは、宣徳門および左掖門をあたかも初見の如く紹介していること、さらに東角樓を左折して東華門街を北に向かい、東華門を「朝見の日、最初に入りし門」と語ることである。あるいは朝見の日、早旦のせいか極度の緊張の故にか、門名を訊ねる情況ではなかったことが想定される。また東華門については、門の南廊で饗膳の接待にあずかりながら朝見の時を待っていたのであり、この休息所で朝見の儀礼を客省の官人に手ほどきされ、ここから正式に先導されて東華門に入り、参内の第一歩を刻した、との懐いが強く働いたためでもあろう。

論をもとにもどすと、一行はやはり朱雀門街を北に向かい一大門、すなわち正門の宣徳門に入り、右(東)の回廊にて下馬、そこにこの日のためか幕を張った休息所がしつらえてあったとみねばな

らない。そして第二の門すなわち左昇龍門に入り、さらに第三の大門をへて東華門に達するわけである。この第三の大門名は不明であるが、おそらく左掖門前を過ぎ、後年、徽宗の政和五年(一一一五)に明堂が建てられた場所、すなわち旧秘書省東南角あたりにあった横門であり、その門を入って皇城の内壁ぞいに数里を北へ進み、東華門の南廊に至ったものと考えられる。

ところで第四の門を入り殿庭に出るわけであるが、その門を東華門とすれば、またも奇妙な結果を招くことになる。第四の門を入り、漸く庭に出た成尋らは

拜人二人を見る。並びに舞倒三拝し、次ぎに三拝し次ぎに三拝す。東方より一人が進み出て、引聲して呼ぶに、其れに随い各おの三拝するなり。〔拜人は〕共に赤衫を著く。諸州の通判か。聖主は延和の殿に居りて北面す。後の左右には數百人が並び立つ。其の中には胡録(籙)を負いし人、數十人有り。聖主は銀の倚子に坐し、銀の〔脚〕床を踏み、赤衫衣を著く。

延和殿は『東京夢華録』にみえず、『宋史』地理志一に、集英殿の後に需雲殿、その東に宮中觀宴のところである昇平樓、その後、皇帝の関事すなわち政務室がある崇政殿、その後、景福殿、そして

〔景福〕殿の西に殿有りて北向す。延和と曰う、便坐の殿なり。と記し、原注によれば大中祥符七年(一一〇一四)の創建、もと承明殿と称し明道元年(一一〇三三)に明良ついで端明、翌年に延和と改名されたという。まさに成尋が伝えるとおり皇帝が北面する殿であ

り、『宋會要』方域一には「殿は北向し、俗に倒坐殿と呼ぶ」の解説を付している。

ところで朝見の儀が延和殿で行われたとなれば、宣徳門より数えて第四の門を入り、「漸く〔延和殿〕庭に出ず」という成尋の記述は不都合千万なものとなる。これを前引用の廿四日条にみたように東華門を「朝見の日、最初に入りし門なり」とする文と整合性を持たせて読もうとすれば、第四の門とは東華門より始まる第四の門とみるべく、「東華門内一門を左承天祥符と曰う」に加え、また「左承天祥符門内道北の門を宣祐と曰う」を経過し、「熙寧の間、崇政殿北の横門を改めて通極と曰う」第四番目の門を入って、延和殿庭に入ったと解さねばならない。

横門である通極門を入れて第一の建物が崇政殿である。執務室のある崇政殿とその殿庭が講武観閲の場であったことを忘れてはならない。なおかの奮然が太宗に謁見した殿でもある。今『宋會要』禮九・閱講武を検索するに、真宗咸平三年十一月五日条の

崇政殿に御し、捧日天武右第一軍第一指揮の教戦を閲す

を初出とし、神宗の元豊六年正月二十九日条まで記録が散見する。成尋ら朝見の年にも

熙寧五年五月二十八日、崇政殿に御し、涇原路街（衙？）教陣隊を閲す。詔して陣法を以て諸路に頒行せしむ

などとみえる。相当の広さを持つ殿庭と思われるが、それは当然、皇帝南面する南側の庭で演じられたはずである。ところが講武観閲

の行われたもう一つの場所が認められ、それがほかならぬ延和殿なのである。

康定元年（一〇四〇）七月十五日、延和殿に御し、諸軍士卒の戦陣法を習うを閲す

元豊四年（一〇八二）四月六日、上、延和殿に御し、試保甲を観閲す

などとみえる。実は崇政殿に先立って延和殿が観閲の場であったらしい。はじめ『開寶通禮』の四時講武儀礼にもとづき、西郊や東北郊で、あるいは千秋門外の楊村に築かれた講武台、時には東華門で閱兵が行われた。そして咸平三年（一〇〇〇）四月二日、

帝、便殿に御し、河北の防城の擧人康克勤等三十人を召し、試するに強弓・勁弩を以てす

と武拳の実技が行われ、康克勤ら及第した十人が三班借職に補せられた経緯を伝える。この月の十四日に、やはり便殿で神騎第五副兵馬使焦偃の武技を「閱兵」というのも同様である。延和殿が便坐殿、便殿であること、崇政殿を前殿というのに対し延和殿を後殿と称し、天子北面の逆坐殿である関係上、実技も延和殿の北側、つまり成尋らの朝見が行われた殿庭であることが判明する。おそらく通極門に入った一行は西に進み、崇政殿の裏庭を通り延和殿に導かれたと考えられる。

さて延和殿の朝見風景に進もう。

日本〔僧等〕一行(イ)。庭中に立ち竝ぶ人は數百人、左右は御前を以て上と爲し列(竝)び立つ。次に僧等は庭中に出で、南に向い御〔前〕に對(むか)いて立つ。西を以て上と爲し八人竝(び)立つ。次に一人有り、引聲して云う「引見」と。次に通事〔陳詠〕出で進みて敬しく屈指「聖躬萬寶」と呼ぶ。次に諸僧は低頭し「萬歳萬萬歳」と呼ぶ。次に引聲して「賜例物」と云う。次に西方(よ)從り僧の前を経て東方へ賜衣・絹等を擔ぎ渡す。即(た)ちに諸僧は「萬歳萬萬歳と」呼ぶこと前の如くす。次に引聲し「却祇候」と稱(い)う。諸僧は「萬歳萬萬歳と」呼ぶこと前の如くす。次に勅使の御藥、御前(よ)從り來たり「諸寺に參で燒香するを可(ゆる)す」との宣旨を仰せらる。次に他の勅使、御前(よ)從り來たり「五臺山に參(も)ずるを可(ゆる)す」との宣旨を仰せられ了んぬ。即ちに退出し畢(お)りて、安下の所に至り齋を喫(いた)く。種々の珍菓・菜飯あり、記し盡す可からず。勅使の上卿一人來たり對坐し、同に齋を喫(いた)く。畢りて本の如く二つの門を出で、馬に乗り本院に歸れり。

(イ) 一行 底本は一服に作るが誤りであろう。

この臨場感あふれる成尋の記録ほど詳細なものはない。ただに日本

使節のものにとどまらず、宋朝の賓礼とりわけ常貢以外の朝見の儀のあらましを伝えているとみてよい。これを宋側の史料に求めれば、成尋らに最も近い熙寧三年、正衙視朝をめぐる知制誥宋敏求の献言に關係して、翰林学士韓維らが『入閣圖』をもとに増損裁定した「文徳殿入閣儀」の中に

應て外國の蕃客の見・辭には、喚班・先引を候ちて殿庭の東邊(イ)に立ち、本國の職次・重行・異位(ロ)に依つて立定し(ハ)、見・謝辭(ニ)の班絶ゆるを候ち、面(ま)あたりに躬(みむ)に向う(ホ)。舍人・當殿の通班(ヘ)は宣制石の南に轉じて北向して立ち、贊喝すること儀の如くし西出す。その酒食・分物は並びに門に賜う。如し進奉有れば、彈奏御史の出ずるを候ち、進奉して入る。進奉の出ずるを候ち、給事中「殿中無事」を奏して、出す。その後殿の再坐、合に引出すべき者は、別儀に従う。〔宋史〕卷一一七・礼志二〇)

(イ) 『宋史』礼志一一七、邊なし。

(ロ) 重行異位 朝廷の公事における親王以下の班次。『新唐書』礼樂志一「九廟子孫於享官公卿之南、昭穆異位」。

(ハ) 『宋史』定の字なし。

(ホ) 『宋史』は見辭謝に作る。

(ヘ) 『宋史』は「西向躬」。『太常因革礼』は「西向立」。躬は聖躬。

(ニ) 通班 朝班に通ず。頭要の官職。唐劉知幾「史通」忤時に「僕少小仕、

早攝通班」。

これを『太常因革禮』の「海外進奉蕃客見辭」と比べれば、六十年の差か、あるいは崇徳（のち紫宸）殿儀と文徳殿儀、つまり便殿と前殿による儀礼の違いなのか、今一つはつきりしないが、内容にかなり出入がある。

唐代には周辺諸国からの朝貢使節にランクをつけ、朝見次第のほかに処遇など、いわゆる賓礼に差異を設けたことが知られている。これを蕃望と称したが、宋朝でも同様の措置が採られており、『宋史』職官志・鴻臚寺の条に「凡そ四夷の君長・使价の朝見には、其の等位を辨じ、賓禮を以て之を待う」と説明するとおりである。その具体的証拠としては契丹・西夏・新羅・金を、それぞれ他の朝貢国とは別の扱いとしている事実がある。すなわち『宋史』礼志二二・賓礼四は「契丹國使人聘見辭儀」「夏國進奉使見辭儀」「高麗進奉見辭儀」「金國聘使見辭儀」を別格とし「諸國朝貢」の常貢なき入貢国の中に日本が含まれている。各国の内容は元豊の改革いごの、ないしは南宋の制が主であるけれども、緊迫した北辺の国際情勢そのままを投影したこの扱いは、成尋入宋時もさほど変わらなかつたとみてよからう。その諸國朝貢条に「交州・宜州・黎州諸國の見辭は、並びに上儀の如くす」、つまりこの三国の儀制は上記別格の国にならうが、それでも「惟、逐勞宴賚の數は、則ち殺する有り」と差異があつたことを明らかにする。次に數歳一貢の占城・回鶻・大食・于

闐・三仏齊などがつづき、そして

層檀・日本・大理・注輦・蒲甘・龜茲・佛泥・拂菻・眞臘・羅殿・渤泥・遼黎・闍婆・甘眉流

のグループが「一・再、或は三・四、常には至らぬ」国々として扱われ、朝見儀礼も略されて見るを得ないが、恐らく朝見・辞見の礼にも前の両グループとは大きな違いがあつたものと思われる。したがって如上の成尋ら朝見の儀礼は、飽くまでも最も軽い諸國朝貢のそれに限定されるものの、宋側をはじめ他の史乘に、これほど詳細な内容の紹介記録が存在しないことを思えば、成尋の功績は高く評価されるのである。

ところで『宋會要』儀制九の告謝には「宋朝は凡そ宰臣・親王・使相・樞密使・節度使、麻制を降すの日、並びに崇政、或は延和殿に詣りて辞免す」の文につづき、参知政事以下の告謝を許された諸僚を列挙したあと

契丹・高麗・交州・夏州國信使・副、並特令告謝

と契丹・高麗・夏国を別格とし交州・宜州・黎州をこれに準ぜしめたとする『宋史』禮志の文に應ずる記載がある。その儀礼は皇帝がまず臨軒し、閤門使が殿上にて姓名等の口奏を行い、通事舎人が国信使を崇政ないし延和殿へ導き出す。国信使は再拜して少し前に進み、告謝ののちまた再拜して退庭。ただし章服を宣賜された者は恩を謝して再拜し、東廂に赴いて賜服に着がえると、もう一度御前に導き出され、前と同様の儀礼をくりかえすことが求められている。

これを成尋らの儀制と比べてみれば、かなり様相を異にする。成尋一行は章服にかわる紫衣の宣賜がありながら、着がえて再見するシオンはなく、そのまま退出している。そして成尋らに宣賜された衣絹などは、のちほど伝法院に「車に賜物を入れ」て送りとどけられたが、その内容は請文にある。

日本大雲寺主阿闍梨傳燈大師位成尋等 准祇(祇)候庫、賜到下項對見分物

金羅紫衣一副 三件

金羅褐僧衣七副 各三件

白絹定(金) 一百六十疋

右具如前、交領到前項並足、如後異同 甘受重罪、不詞

牒件状如前、謹牒

年 月 日 牒

祇候庫とは宮庫の一つで、宋では供備庫、一名内物料庫、内蔵庫、奉宸庫のほかに衣服や器皿として下賜品などを収蔵する祇候庫なるものがあつた^④。成尋らへの宣賜はまさにこの祇候庫からとどけられたのであり、その内訳は

褐色袈裟裳 七人

八丈美廣絹 二十疋 八人

錢三貫 通事

であつた。僧八人が語らい絹二疋づつを出し合つての十六疋を、通事陳詠に贈ることにした。成尋はこの処遇を

中間の僧二人、下法師二人、朝見を被むるは是れ希有なり。各

おの賜二十疋、並びに裝束に充つ。已に以て富人と成り了ん

ぬ。豈、驥尾の蠅に異ならん乎

皮肉まじりに感嘆している。ともあれ契丹など別格の朝貢使節をの

ぞき、一般の儀礼は成尋らの場合と大同小異であつたと推測できよ

う。

最後になつたが巻八にみえる朝見に対する辞見の儀礼を紹介して

おこつ。

(1) 二日^{乙亥}、卯二點、借馬四疋、參東華門、途中客省使三人來向、

入三重門、從第四門、廊東面、有休息處、曳幕立倚子裝束、備

齋四前、以銀器盛珍菓美菜、多以調備、

(2) 待御出間、一時許休居、莊嚴車數百、出入其中、以黃金裝束車

入、皇帝妹入内云々、黃金洗手并金踏床、七寶具^(イ)足、在御車

前後、嫁女車七八兩相列、

(イ) 底本は具の字なし。

(3) 辰三點、依催入門、南庭數百人竝立、殆及千人歟、有御出、著

白衫、用常冠、有銀踏床、於崇政殿、南面坐、延和殿北殿也、

官人各拜謝了、申慶賀由、各一人出拜謝、三面立兵士拜謝了、

(4) 依催僧少進、向御竝立、如前三度呼萬歲、退歸之處、有小師二

人賜紫衣宣旨、即於御前者三件^(イ)、又出進御前、兩人呼萬歲、

(イ) 三件 三衣の誤りであろう。

(5) 此間 成尋頗東退立、以御藥爲勅使、有兩年後必可參來宣旨、

可參由奏了、於御前賜絹三十疋、錢等、至公錢者、絹上置三貫許、即退出、

(6) 安下處、有舍人一人、爲齋伴、喫(齋)了、歸本院了、祇(祇)候庫庫子三人、車入絹三十疋、錢六十貫來、成尋絹十疋、錢三十貫、聖秀、長命各絹十疋、錢十貫、通事陳詠錢十貫也

○ (四月) 二日^{こま}、卯の二點、馬四疋を借りて東華門に參ず。途中、客省の使い三人來向し三つの重門に入る。第四の門從りす。廊の東面に休息の處有り、幕を曳き椅子を立てて裝束し、齋を四前に備う。銀器を以て珍菓・美菜を盛り、多く以て調備す。

○ 御の出するを待つの間、一時許り休居す。莊嚴せる車數百、その中に出入す。黄金を以て裝束せる車、入る。皇帝の妹^②入内すると、云々。黄金の洗手、並びに金の踏床、七寶の具足、御車の前後に在り。姝女の車七・八兩、相い列ぶ。

○ 辰の三點、催さるるに依り門に入る。南庭に數百人が並び立つ。殆んど千人に及ぶか。御の出有り。白衫を著け、常冠を用か。銀の踏床有り、崇政殿に於て南面して坐す。延和殿の北の

殿なり。官人各おの拝謝しする。慶賀の由を申す。各おの一人づつ出でて拝謝す。三面に立てる兵士、拝謝し了んぬ。

○ 催さるるに依り僧ら少しく進み、御に向いて並び立つ。前の如く三度、萬歳を呼ぶ。退歸の處、小師二人に紫衣を賜うの宣旨有り。即ち御前に於て三衣を著け、又、御前に出で進む。兩人は萬歳を呼ぶ。

○ 此の間、成尋は頗や東に退き立つ。御藥を以て勅使と爲し、兩年の後、必らず參來す可しとの宣旨有り。參ず可き由を奏し了んぬ。御前に於て絹三十疋と錢等を賜う。公の錢に至りては、絹の上に三貫許りを置く。即ち退出す。

○ 安下の處に舍人一人有りて、齋の伴を爲す。齋を喫し了んぬ。本院に歸り了んぬ。祇候庫の庫子三人、車に絹三十疋・錢六十貫を入れて來たる。成尋の絹十疋、錢三十貫、聖秀と長命各おの絹十疋・錢十貫、通事の陳詠は錢十貫なり。

注

① 『唐の北方問題と國際秩序』(汲古書院 一九九八) 第五章「外國使節の皇帝謁見儀式復元」

② 『宋會要』蕃夷七・十月二十二日、(日) 本國僧成尋獻銀香爐木棹子白琉璃五香水精紫檀琥珀裝束念珠青色織物綾」

- ③ 卷三・八月十四日条にもみえる。
- ④ 底本・抄本ともに「如案多錢有殘」に作るが、ここは諸本に従い錢の字を行としたい。
- ⑤ 左街の明聖觀音院に滞在とする。塚本善隆「清涼寺釈迦像封藏の東大寺齋然の手印立誓書」「宋初の仏教と齋然」(『塚本善隆著作集』大東出版社一九七五・第七卷・第四章・第五章) 木宮之彦「入宋僧齋然の研究」(鹿島出版会・一九八三)
- ⑥ 西岡虎之助「入宋僧寂照に就いての研究」一・二(『史学雑誌』三四・九・一〇) 木宮泰彦「日華文化交流史」(富山房・一九五五)
- ⑦ 「金剛智・不空渡天行釈疑——中印交渉を手懸りに」『奥田慈心先生喜寿記念仏教思想論集』一九七六年。
- ⑧ 太平興国五年(九八〇)五月、中天竺国僧囉囉囉。淳化二年(九九一)五月、南天竺那蘭陀寺僧補陀羅吃多。至道元年(九九五)、天竺僧迦羅拏扇。大中祥符三年(一〇一〇)九月、中天竺僧覺称・法界。天聖三年(一〇二五)九月、西印度僧愛賢智・信護。同五年(一〇二七)二月、法吉祥等五人。景祐三年(一〇三六)正月、僧善称等九人、とある。
- ⑨ 『宋會要』蕃夷四・回鶻「乾德三年十一月、遣僧法淵貢佛牙及瑠璃器琥珀盞」。咸平元年四月、甘州回鶻可汗王遣僧法勝等來貢。「景德元年九月、甘州夜落紇遣進奉大使宣教大師寶藏、副使李緒、判官都監將軍廻紇引領進奉充都總管結諾等百一十九人來貢」。
- ⑩ 「夜落紇遣僧翟大秦、來獻馬十五匹、欲於京城建佛寺、祝延聖壽、求賜名額、不許」。その後も「大中祥符三年十一月六日、甘州廻鶻僧法光來貢」。
- ⑪ 「慶曆四年十一月十四日、瞎囉等遣蕃僧貢名馬」(『慶曆七年十月七日、磨種國遣使僧蘭種等貢方物』、「開寶四年十一月一日(原注) 山堂考索、是年于闐國僧吉祥、以其王書來上、自言、破疏勒得舞象一、欲以爲貢、從之」)「雍寧二年二月二十二日、占城國王、使波羅門金歌麻、貢龍腦・玳瑁・象牙」(『宋會要』蕃夷七)、興味深いのは「乾德九年五月、西州回鶻與波羅門及波斯外道阿里煙、朝貢、錫寶有差、館於禮賓院、西州進奉使易難、具道本國主稱號服飾習尚風俗城邑道里、一如龜慈國、其婆羅僧號永世、亦具道本國事」(同、蕃夷四・高島)、とあり、次節に述べる国情問訊や「四夷述職圖」の作成が進められた具体例の一つである。また「太宗太平興国元年五月、西州・龜慈、遣使易難與婆羅門波斯外道、來貢(同蕃夷四・龜慈)ともある。おそらくイスラム教の聖職者であろう。
- ⑫ 『宋會要』職官二五・鴻臚寺・禮賓院「十一月禮賓院言、回紇僧花藏貢奉赴闕、乞赴五臺山瞻禮、眞宗曰、戎羯之人崇尚釋教、亦中國之利也、可給資糧、聽其請」。
- ⑬ 『宋會要』蕃夷四・回鶻「天聖三年三月、秦州廻紇紫衣僧法會、以乾元節、貢馬十疋、因詔秦州、自今如有以比僧進奉者、不須發遣詣闕」
- ⑭ 「文書・記録の日中文化交流——博德書と參天台五臺山記」(『東西學術研究所紀要』三三三号)
- ⑮ 宋郊 宋庠のこと。『宋史』卷二八六。
- ⑯ 『宋會要』蕃夷七・注聲國
- ⑰ 卷七・熙寧六年三月二十三日条及び卷八・熙寧六年四月一日条。
- ⑱ 『夢溪筆談』卷一。「今學士初拜、自東華門入、至左承天門、下馬」
- ⑲ 『宋史』卷二一九・礼志二二。なお外国使節の宴享・送迎業務は往來国信所のほか、亭駅・懷遠駅・礼賓院に分隸したが、この駅とは契丹使の場合は、懷遠駅であった。
- ⑳ 閩門の沿革等については梅原郁「宋代官僚制度研究」第二章第三節・閩職に詳しい。
- ㉑ 『宋史』卷二〇四・藝文志には「梁灝閩門儀制十二卷、又并目錄十四卷」とあり、ほかに失名の「閩門集例并目錄」「閩門儀制四卷」も著録する。なお「續資治通鑑長編」(以下「長編」)卷五六。
- ㉒ 「長編」卷二五五・熙寧七年八月癸巳条に「右諫議大夫集賢學士宋敏求、上編修閩門儀制十冊」とある。なお宋敏求是元豐元年(一〇七八)には「朝會儀」二篇、「令式」四十篇を上呈している(『宋史』礼志一

九)。

⑳ 『長編』卷一四。『義纂』はのち『通禮義疏』と改称された(『長編』卷六〇・景德二年七月丙子)。「宋史」卷二〇四・芸文志三は「劉温叟開寶通禮」二百卷。「盧多遜開寶通禮儀纂」百卷」とする。

㉑ 元豊中の編纂には「閤門儀」「朝會禮文」「儀注」「徽號寶冊儀」「祭祀」計一九一卷、「祀儀」より「南郊式」「大禮式」「郊廟奉祀禮文」「明堂祫享令式」「天興殿儀」「四孟朝獻儀」「景靈宮供奉勅令格式」「祈穰」にいたる四〇卷。

㉒ 『宋史』卷二五五・蠻夷四では「諸國貢奉録」に作り、併せて「客省四方館撰儀」にも言及する。なお西南蕃については「宋會要」蕃夷五。

㉓ 『東京夢華録』卷二には東華門街に晨暉門があったという。

㉔ 『東京夢華録』卷一・大内および卷二・宣德樓前省府宮宇・東角樓街卷

『楓窗小牘』上「乾元門内正南門曰大慶、東西横門曰左右昇龍」とあり、

また『宋史』地理志には左・右升龍門とする。この門が下馬所であったのであろう。

㉕ 『皇朝編年綱目備要』卷二八。『鐵田山叢談』。『長編拾補』卷三四。

㉖ 『楓窗小牘』卷下にもあり。

㉗ 『宋會要』儀制一・文德殿視朝。「丹鉛總録」に「唐之朝政、宣政前殿、謂之衙；紫宸便殿、也謂之閣、朔望不御前殿、而御紫宸、謂之入閣」。

㉘ 最近の研究では石見清裕「蕃望について」(『唐の北方問題と國際秩序』第三部第四章)。

㉙ 宋の政和年間(一一一一―一一一八)、五礼詳定するとき「紫宸殿大遼使朝見儀」「紫宸殿正旦宴大遼使儀」「紫宸殿大遼朝辭儀」「崇政殿假日大遼朝見儀」「崇政殿假日大遼使朝辭儀」があったという(『宋史』卷一一九。西夏・高麗・金の諸国にも同様のものが詳定されていたとみるべきであらう)。

㉚ 『宋史』礼志・賓礼四・夏国進奉使見辭儀に「凡蕃使見辭、同日者、先夏國、次高麗、次交趾、次海外蕃客、次諸蕃」とあるが、北宋においては夏国の前に契丹、契丹亡びてのちは金国が上位に置かれたのであ

る。

㉛ 『夢溪筆談』卷二によれば、行在所などにも置かれたらしい。

㉜ 皇帝の妹。英宗には四女があり、舒国公主は早く亡くなっているのが長女の陳国(元豊八年卒)、次女魏国(元豊三年卒)、三女韓國(宣和五年卒)のいずれかであらう(『宋史』卷二四八・公主)。

㉝ 延和殿北殿 崇政殿を前殿、延和殿を後殿とする以上、崇政殿の北の殿が延和殿でなければならぬ。「北殿」は「南殿」と改めるか、成尋の誤りであるとすべきであらう。

※ 割子牒文などに用いられたはずの抬頭などの文書様式については王麗萍氏『宋代の中日交流史研究』(勉誠出版・二〇〇二)第一章第二節・文書の形式に言及されているが、今は割愛しておきたい。

Binli — ceremonies to receive foreign delegates — in the Sung dynasty — in connection with Chengxun's levee

Masumi Fujiyoshi

How were foreign delegates treated in China? It is a simple question, but actually it is a critical issue deeply concerned not only with the diplomatic relations with the countries concerned but with the national strength in international situations and the mainstay of politics. It is natural that the successive dynasties of China paid close attention to how to treat foreign delegates.

During the Tang dynasty, rules governing diplomatic protocols were called Binli. Binli provided rules of courtesy for greeting and bidding farewell to delegates, receptions, and levees during Tang dynasty, and is described in '*Dai Tang Kai Yuan Li*'. Efforts are being made to restore it. It appears that Binli also had an influence on the Sung dynasty. But even after examining 'Son Hui Shua', it is difficult to determine if specific details of Binli were similar to Fang Wan of Tang dynasty, especially if different levels of courtesy were set according to the importance of visiting countries and the frequency of visits. Fortunately, the Tang dynasty official documents and private letters are attached to Chengxun's book of travels in China, '*Can Tian Tai Wu Tai Shan Ji*', and there are some overlaps with the small volume of remaining Sung dynasty materials. So it is possible to learn about Sung Dynasty Binli from the descriptions by Chengxun.

In this paper, literature on the Sung Binli is examined and compared with the descriptions by Chengxun. This paper then discusses the order of the levee conducted at Yan He Dian inside Don Hua Men, procedures leading up to the levee, handling of offerings, banquets at Court, grants from the Emperor, and taboos.